

本機関の会員・会員加入予定者は、必ずご確認ください。

会員情報（特に資本関係情報）の登録・更新について

2025年10月31日
電力広域的運営推進機関

- 広域機関への**加入手続き**として、会員情報管理システムにより、**会員情報の登録**をお願いします。また、登録されている**会員情報の内容に変更**がありましたら、**直ちに更新**をお願いいたします。
 - 事業者種別、事業者名、代表者、本社所在地、メールアドレス、電話番号などの変更
 - 資本関係の変更（総会の議決権に関連する重要な情報です。）
 - 事業承継、事業廃止など

⇒ 1. 2. をご確認ください
- 会員情報管理システムに登録された「**資本関係**」の情報にもとづき、総会の議決権が設定されます。「**親子法人等**」の議決権は**集約**されます。
 - 総会の議決権集約先を指定するための届出を行うことが可能
 - 届出を提出している場合は、「親子法人等」の追加があると追加届出が必要

⇒ 3. 4. 5. をご確認ください

1. 会員情報の登録・更新 … 会員情報管理システム
2. 「資本関係」情報の登録・更新 … 記載要領・例
3. 総会議決権の集約
4. 「資本関係」情報にもとづく「親子法人等」の特定・議決権の集約
5. 総会の議決権を指定するための届出 … 連名提出者、記載事項等
6. お問い合わせ等

【定款第7条第2項、第24条第1項】

※**グループ**： 送配電事業者グループ（一般送配電、送電、配電、特定送配電）、
小売電気事業者グループ（小売、登録特定送配電）、
発電事業者グループ（発電、特定卸供給）

※**法人等**： 法人、組合その他これらに準じる事業体

※**親法人等**： 他の法人等の**出資割合の過半数**を有する法人等（**本機関会員に限定されません**）

※**子法人等**： 一つの事業者が法人等の**出資割合の過半数**を有する場合における、その法人等。
なお、「一つの事業者及びその子法人等」又は「一つの事業者の子法人等」が法人等の出資割合の過半数を有する場合、その法人等（**いわゆる孫法人等**）**も含みます**（**本機関会員に限定されません**）。

※**親子法人等**： 親法人等、又は、その親法人等の子法人等

【登録】

- 広域機関の会員でない方が**電気事業者になるため**には、経済産業省への登録申請・届出に先立ち、**広域機関への加入手続き**を行う必要があります。

[広域機関への加入手続き | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

- 加入手続き（仮申請、本申請）は、**会員情報管理システム**により、**会員情報を登録**して行ってください。取扱マニュアル本編：第1章 会員加入仮申請～加入までの手続き をご参照ください。

[会員情報管理システム取扱マニュアル 会員向け本編](#)

【更新】

- 登録されている**会員情報の内容に変更**がありましたら、**直ちに更新**をお願いいたします。

[会員情報の変更・脱退 | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

- **会員情報管理システム**により、**更新手続き**（変更申請）を行ってください。取扱マニュアル本編：第5章 会員情報の変更手順 をご参照ください。

[会員情報管理システムログイン画面](#)

[会員情報管理システム取扱マニュアル 会員向け本編](#)

- 下記の**会員情報**について、**会員情報管理システム**により、**登録・更新**をお願いいたします。
- 会員情報の内容に変更（事業承継、事業廃止を含む）があった場合、**直ちに本機関に通知**を行うことは、**会員の責務**となっています。

種類	項目
会社情報	事業者コード（※1）、法人番号（※1）、 事業者種別 （ライセンス）、 事業者名 、代表電話番号、 代表者 、 本社所在地 、 資本関係 （親子法人等）
管理者（※2）情報	所属・役職、 氏名 、 メールアドレス 、 電話番号 など
送付先情報	送付先住所、送付先法人等、送付先部署、送付先氏名など
容量市場口座情報等（※3）	登録番号（適格請求書発行事業者のみ）、 口座情報 （金融機関コード、銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義）など

- ※1 仮申請では、登録は任意
- ※2 「管理者」は、会員情報管理システムにおいて管理者権限を持つユーザ（**各会員2ユーザ**まで）。**会員情報の登録・変更は管理者のみ実施可能**。
- ※3 一般送配電事業者、配電事業者、小売電気事業者、登録特定送配電事業者は、登録が必須

次の場合には、直ちに本機関に通知（会員情報管理システムによる変更申請）していただく必要があります。

☆ 定款第9条（加入）第3項

① 電気事業を譲り受けたとき ② 電気事業者の合併・分割により電気事業を承継したとき ③ 電気事業者の地位を相続したとき

☆ 定款第11条（会員の責務）第3項

① 電気事業者として登録取消し・許可取消し・廃止届出受理・廃止許可を受けたとき、事業を譲渡又は承継させたとき

② 商号、本店所在地、代表者氏名、電気事業者の区分などに変更があったとき

③ 電気事業者の子法人等・親法人等となったとき、子法人等・親法人等でなくなったとき

- **会員情報管理システム**の「**資本関係**」欄の記載は、**総会の議決権に関連**する重要な情報です。下記の**記載要領・記載例**に従って、加入申請（仮申請、本申請）・変更申請をお願いします。
- 登録内容に**変更があった場合には、速やかに変更申請**をお願いいたします。

＜「資本関係」の記載要領・記載例＞（次スライドに続く） … 記載例の○は可、×は不可

1 全般

① 原則として、申請者の全ての**出資者と出資割合**を記載する。「**出資者**」は**本機関会員に限定されない**ので注意。出資割合は%表示で小数となる場合、切り上げて小数点以下 1 桁まで記載する。なお、**申請者が上場企業など**であり、出資割合が50%を超える出資者（「親法人等」）がないことが**HP等により確認可能な場合には、「なし」と記載**し、出資者と出資割合の記載は省略可。

○ なし … 申請者が上場企業などであり、「親法人等」がないことがHP等により確認可能な場合

○ A株式会社 5 0 %、B株式会社 5 0 % … 「親法人等」がない場合

○ A株式会社 4 0 %、B株式会社 4 0 %、C株式会社 2 0 % … 「親法人等」がない場合

× A株式会社、B株式会社、C株式会社 … 出資割合の記載が必要

② 出資者が多い場合、出資割合の小さい出資者の記載は省略可。ただし、出資割合は合計50%以上記載する。

○ A株式会社 4 0 %、B株式会社 4 0 %等 … 出資割合の小さい出資者の記載は省略可

× A株式会社 4 0 %等 … 出資割合は合計50%以上記載が必要

③ **出資割合が50%を超える出資者（「親法人等」）がある場合**は、「**親法人等**」の**出資者と出資割合**も、括弧書きで①・②に従って記載する。ただし、「親法人等」が本機関会員の場合には、その出資者と出資割合の記載を省略可。

○ A株式会社（a株式会社 4 0 %、b株式会社 4 0 %、c株式会社 2 0 %） 6 0 %、B株式会社 4 0 %

… 「親法人等」A株式会社がある場合、A株式会社の出資者と出資割合も記載

○ A株式会社（a株式会社 4 0 %、b株式会社 4 0 %等） 6 0 %等 … 出資割合の小さい出資者の記載は省略可

○ A株式会社 6 0 %、B株式会社 4 0 %

… 「親法人等」A株式会社が本機関会員の場合、A株式会社の出資者と出資割合の記載は省略可

④ **「親法人等」の「親法人等」、「親法人等」の「親法人等」の「親法人等」、…がある場合**は、③と**同様**に記載する。

○ A株式会社（a株式会社（A株式会社 4 0 %、I株式会社 4 0 %等） 7 0 %等） 6 0 %等

… 「親法人等」A株式会社の「親法人等」a株式会社がある場合、A株式会社・a株式会社の出資者と出資割合も記載

- **会員情報管理システム**の「**資本関係**」欄の記載は、**総会の議決権に関連**する重要な情報です。下記の**記載要領・記載例**に従って、加入申請（仮申請、本申請）・変更申請をお願いします。
- 登録内容に**変更があった場合には、速やかに変更申請**をお願いいたします。

<「資本関係」の記載要領・記載例>（前スライドから続く） … 記載例の○は可、×は不可

2 合同会社、一般社団法人

① **GK-TKスキームを用いた合同会社**については、匿名組合出資の記載は不要。当該合同会社の**資本金を出資している一般社団法人**を記載する。

② **一般社団法人**については、**基金の拠出者と拠出割合**を記載する。

○ 一般社団法人 A（A 株式会社 50%、B 株式会社 50%） 100%

… 申請者がGK-TKスキームを用いた合同会社の場合、資本金を出資している一般社団法人を記載

× 一般社団法人 A 100%

… 基金の拠出者と拠出割合の記載が必要

3 注意事項

① 「株式会社」、「合同会社」等も省略しないで、**正式名称**を記載する。

○ A 株式会社 50%、B 株式会社 50%

× A 50%、B 50%

… 正式名称の記載が必要

② 申請者の「子法人等」の記載は必須ではないが、参考情報として、可能な範囲で記載する。その場合、「子法人等」から見た申請者の出資割合を記載する。

○ A 株式会社 50%、B 株式会社 50%

… 申請者の「子法人等」の記載は、必須ではない

○ A 株式会社 50%、B 株式会社 50% 子法人等：D 合同会社 100%、E 株式会社 70%

… 申請者の「子法人等」の記載は、参考情報として、可能な範囲で記載

③ 本機関から依頼した場合は、上記以外の情報（資本金等）も記載する。

○ A 株式会社（a 株式会社 40%、b 株式会社 40%等） 60%等 … 本機関から依頼のない場合、資本金等は不要

○ A 株式会社（a 株式会社 40%、b 株式会社 40%等） 60%等 資本金：1000万円

… 本機関から依頼した場合、資本金等を記載

3. 総会議決権の集約

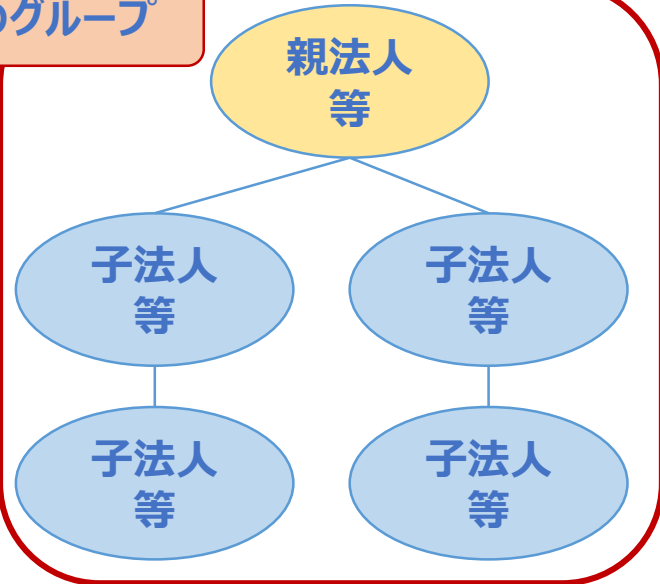
8

- **親子法人等**の総体を一つの会員とみなし、一つの会員が議決権を有し他の会員は議決権を有しない（一つの会員に**議決権を集約**する）こととなります。（ただし、送配電事業者グループにおける一般送配電事業者は例外）
【定款第24条第5項】

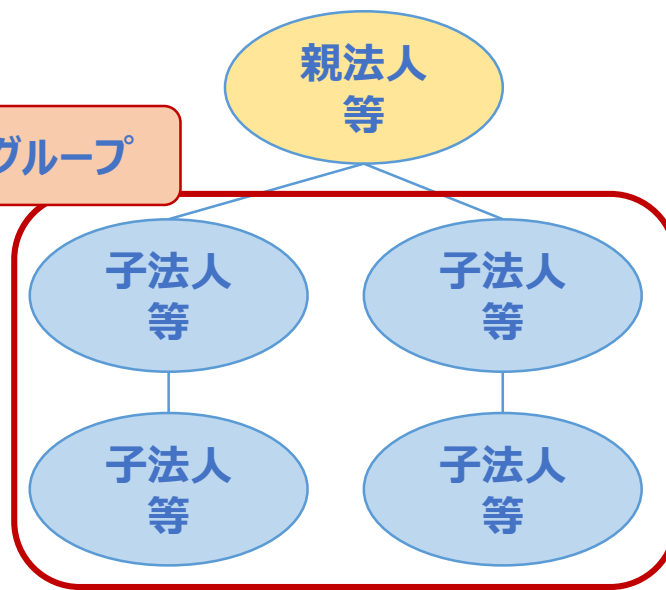
一つのグループに、親法人等及びその子法人等が会員として存在するとき

一つのグループに、親法人等が同じである子法人等が会員として**複数**存在し、該当する親法人等が存在しないとき

一つのグループ



一つのグループ



〔届出が無い場合〕 ⇒ **親法人等**に集約

〔届出が無い場合〕 ⇒ **「資本金又は出資の額」が最大**
である子法人等**に集約**
（複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い（加入年月日が最も早い）子法人等）

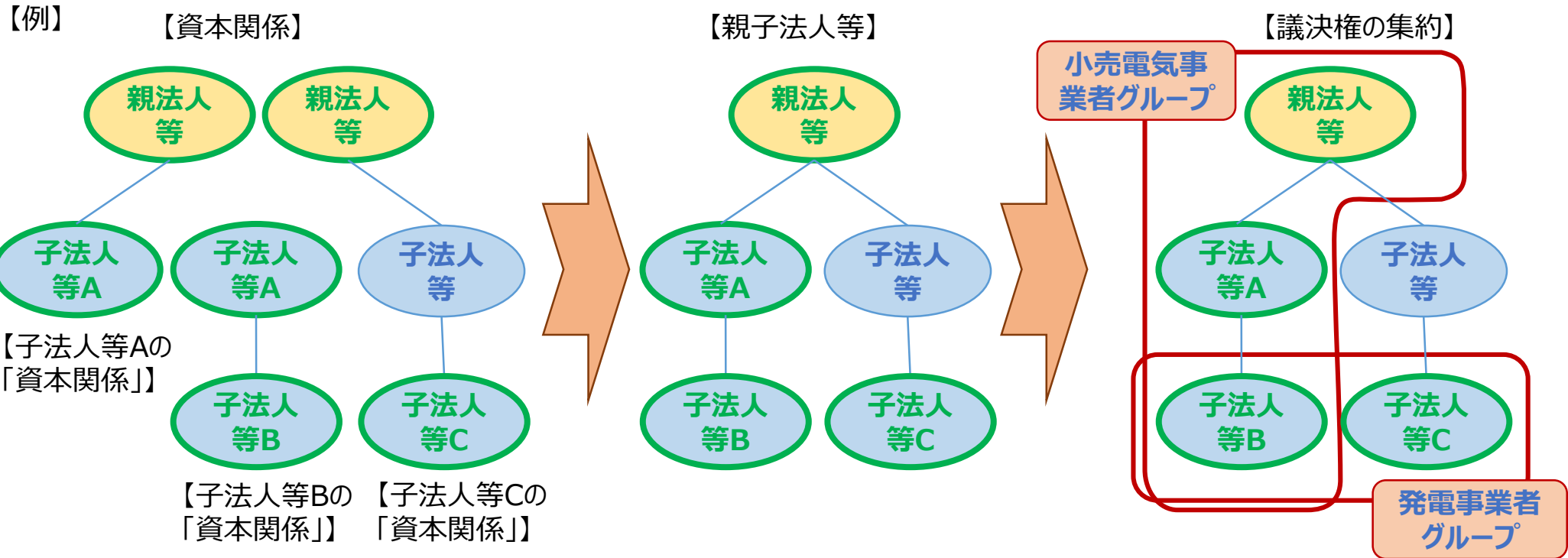
〔届出が有る場合〕 ⇒ **連名により本機関に対して届出を提出したときは、記載された会員に集約**

※グループ： 送配電事業者グループ（一般送配電、送電、配電、特定送配電）、小売電気事業者グループ（小売、登録特定送配電）、発電事業者グループ（発電、特定卸供給）
※法人等： 法人、組合その他これらに準じる事業体
※親法人等： 他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等（本機関会員に限定されません）
※子法人等： 一つの事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における、その法人等。なお、「一つの事業者及びその子法人等」又は「一つの事業者の子法人等」が法人等の出資割合の過半数を有する場合、その法人等（いわゆる孫法人等）も含まれます（本機関会員に限定されません）。
※親子法人等： 親法人等、又は、その親法人等の子法人等

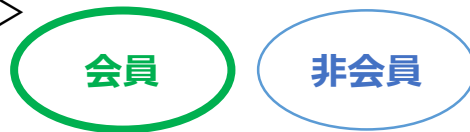
4.「資本関係」情報にもとづく「親子法人等」の特定・議決権の集約

9

- 会員情報管理システムの「**資本関係**」の情報から「**親子法人等**」を特定します。特定された「**親子法人等**」にもとづき、各グループにおいて総会**議決権を集約**します。



<凡例>



【届出が無い場合】

【小売電気事業者グループの議決権 ⇒ 親法人等を集約
【発電事業者グループの議決権 ⇒ 「資本金又は出資の額」が大きい子法人等B又はCに集約

※グループ： 送配電事業者グループ（一般送配電、送電、配電、特定送配電）、小売電気事業者グループ（小売、登録特定送配電）、発電事業者グループ（発電、特定卸供給）
※法人等： 法人、組合その他これらに準じる事業体
※親法人等： 他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等（本機関会員に限定されません）
※子法人等： 一つの事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における、その法人等。なお、「一つの事業者及びその子法人等」又は「一つの事業者の子法人等」が法人等の出資割合の過半数を有する場合、その法人等（いわゆる孫法人等）も含まれます（本機関会員に限定されません）。
※親子法人等： 親法人等、又は、その親法人等の子法人等

■ 届出を提出している場合は、「親子法人等」の追加があると追加届出が必要ですのでご注意ください。

1. **〔議決権集約先を初めて指定する場合〕**又は**〔以前の届出により指定した議決権集約先会員を変更する場合〕** 該当するグループに属する親子法人等である**全ての会員の連名による届出**を提出

2. **〔該当するグループに属する親子法人等である会員に追加があるが、以前の届出により指定した議決権集約先会員を変更しない場合〕** 下記の会員の**連名による届出**を提出

- **追加となる会員**
- 以前の**届出により指定されている議決権集約先会員**
- **届出が無い場合の議決権集約先**として定款で規定されている**会員**（親法人等、又は、「資本金又は出資の額」が最大である子法人等）

ただし、当事者となる会員が必要と判断する場合、より多くの連名による届出とすることも可

3. **〔該当するグループに属する親子法人等である会員に離脱があるが、以前の届出により指定した議決権集約先会員を変更しない場合〕** 届出の**提出は不要**

- 会員の離脱の例は、資本関係の変更による親子関係の解消、電気事業の廃止、法人の解散など

ただし、当事者となる会員が必要と判断する場合、届出を提出することも可

※グループ： 送配電事業者グループ（一般送配電、送電、配電、特定送配電）、小売電気事業者グループ（小売、登録特定送配電）、発電事業者グループ（発電、特定卸供給）

※法人等： 法人、組合その他これらに準じる事業体

※親法人等： 他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等（本機関会員に限定されません）

※子法人等： 一つの事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における、その法人等。なお、「一つの事業者及びその子法人等」又は「一つの事業者の子法人等」が法人等の出資割合の過半数を有する場合、その法人等（いわゆる孫法人等）も含まれます（本機関会員に限定されません）。

※親子法人等： 親法人等、又は、その親法人等の子法人等

- 定款第24条第5項により総会の議決権を指定するための届出は任意様式ですが、以下の事項を**記載**してください。
 - 届出の**提出年月日**
 - 届出の**提出先**（電力広域的運営推進機関）
 - 届出の対象となる**グループ**（送配電事業者グループ、小売電気事業者グループ、発電事業者グループ）
 - **連名届出者**である会員の名称 【「①連名提出者等」を参照してください。】
※全ての連名届出者について、「法人等」又は「法人等の代表者」の**記名押印**をお願いします。
 - 届出により議決権を有することとなる（**議決権集約先**とする）会員の名称
 - **〔以前に届出を提出している場合〕 以前の届出の提出年月日**
 - **〔対象となるグループに属する親子法人等である会員に変更がある場合〕 追加又は離脱となる会員の名称と、その発生年月日**
- 届出は、PDFにして下記の提出先にメールで送付してください。書面の提出は不要です。
 - 提出先：電力広域的運営推進機関 総務部総務グループ somu-g@occto.or.jp

- お問合せについては、関連リンクをご確認いただき、必要な場合、下記よりお願いいたします。

[会員・会費・会員情報管理システムに関するお問合せ | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

【関連リンク】

[会員・会費・会員情報管理システムに関するよくあるご質問 | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

[広域機関への加入手続き | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

[会員情報の変更・脱退 | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)

[会員情報管理システムログイン画面](#)

[会員情報管理システム取扱マニュアル](#) [会員向け本編](#)